

## 部長会議付議事案書（報告）

（令和3年2月2日）

提案課名 農業振興課

報告者名 北村 正臣

事案名	秦野市鳥獣被害防止計画案について	資料 <input checked="" type="checkbox"/>
提案趣旨	<p>「秦野市鳥獣被害防止計画」については、「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づく法定計画として、平成30年3月に現計画を策定し、本市の農業被害軽減につながる施策の展開を図っています。</p> <p>今年度末をもって現計画期間が終了するため、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とした「秦野市鳥獣被害防止計画」案を作成しましたので、報告するものです。</p>	
概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の期間 令和3年度から令和5年度までの3年間とします。</li> <li>2 計画の構成 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 計画策定にあたって</li> <li>(2) 計画の位置付け</li> <li>(3) 秦野市鳥獣被害防止計画の体系図</li> <li>(4) 対象鳥獣の種類、期間、対象地域</li> <li>(5) 令和2年度における被害の状況等</li> <li>(6) 被害の防止に関する3つの基本施策 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 環境整備</li> <li>イ 防除</li> <li>ウ 捕獲</li> </ol> </li> <li>(7) ジビエ等への有効活用について</li> <li>(8) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項</li> <li>(9) 鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項</li> <li>(10) 計画の進行管理</li> </ol> </li> </ol>	

経過	<p>令和2年5月～6月 JAはだのと連携し、鳥獣による被害調査を実施</p> <p>〃 7月～8月 被害調査票の回収</p> <p>〃 9月～12月 被害調査結果のとりまとめ</p> <p>〃 10月～12月 計画案（素案）の検討</p> <p>〃 11月～12月 県と被害調査の扱い、素案作成上の調整</p> <p>〃 12月 森林施策の照会（実績、今後の施策）</p>
今後の進め方	<p>令和3年2月上旬 事前協議：神奈川県</p> <p>〃 2月12日 秦野市有害鳥獣対策協議会開催（協議）</p> <p>〃 2月16日 議員連絡会への報告（意見聴取は令和3年3月25日まで）</p> <p>〃 2月17日 パブリック・コメントの実施（広報はだの2月15日号掲載、意見募集は令和3年3月18日まで）</p> <p>〃 2月中旬 秦野市環境審議会に経過報告</p> <p>〃 3月下旬 本協議：神奈川県</p> <p>〃 4月 計画策定</p>

## 秦野市鳥獣被害防止計画案について

令和3年2月2日  
環境産業部農業振興課

## 1 目的

「秦野市鳥獣被害防止計画」は、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づいて、本市の鳥獣被害の実情に即した被害防止対策を実施するため、平成21年度に計画を策定し、以後3年毎の改定を行い、現計画は、今年度末をもって計画期間が終了します。

そこで、鳥獣被害対策に係る被害状況や近年の対策に係る動向を踏まえ、令和3年度から3年間における、鳥獣被害防止計画を策定します。

## 2 改訂のポイント

近年の鳥獣被害等の動向はもとより、原点である農業振興に資することを目的として、次の視点を踏まえた改定を行うものです。

- (1) 秦野市都市農業振興計画を上位計画、秦野市総合計画を最上位計画とし、持続可能な都市農業の推進につながるよう、見直しを行います。
- (2) 鳥獣被害対策の基本施策である、「環境整備」、「防除」、「捕獲」の3つの柱を被害対策として、より明確化します。
- (3) 令和元年度から取り組んでいる「ドローンを活用した重点対策事業」を踏まえ、鳥獣被害対策を地域ぐるみの対策として位置付けます。
- (4) ジビエ利用や、捕獲個体の最終処分など、施設整備を要する課題については、広域的な施設整備も視野に入れ、検討を進めます。

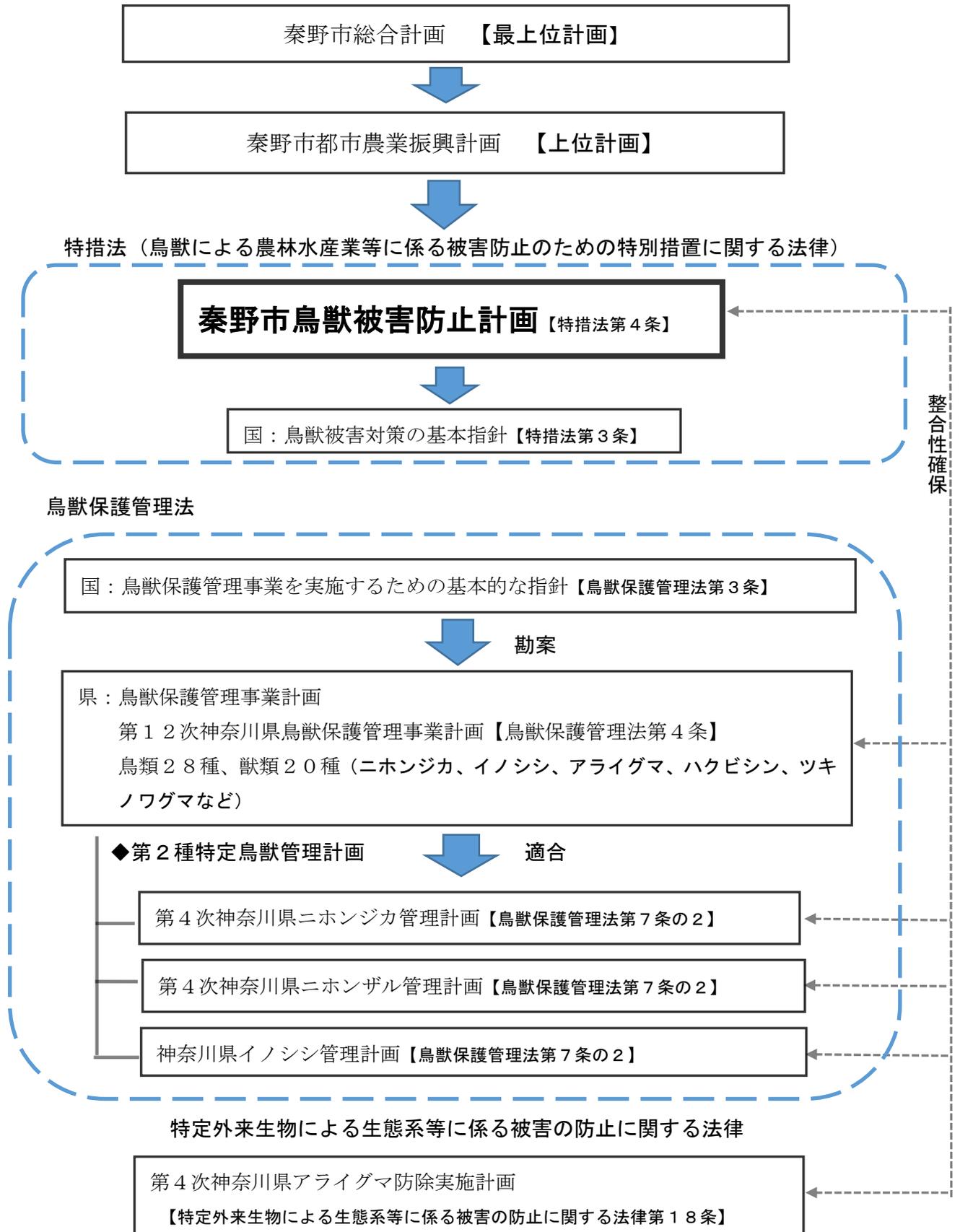
## 3 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。

## 4 計画の体系図

裏面のとおり

# 体系図



## 秦野市鳥獣被害防止計画 新旧対照表(項目立て)

現計画【平成30年度～令和2年度】(10ページ構成)	法定項目	新計画案【令和3年度～5年度】(18ページ構成)	法定項目	主な改定内容
		目次		○「総合計画」を最上位計画、「都市農業振興計画」を上位計画とすること、及び関係法令との関連を明確化
		1 計画策定にあたって		
		2 計画の位置付け		
		3 秦野市鳥獣被害防止計画の体系図		
1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	2, 3	4 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	2, 3	
2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	1	5 令和2年度における被害の状況等	1	
(1) 平成28年度の被害の現状		(1) 被害の現状		
(2) 被害の傾向		(2) 被害の傾向		
(3) 被害の軽減目標		(3) 被害の軽減目標		
(4) 従来講じてきた被害防止対策と課題		(4) 従来講じてきた被害防止対策と課題		
(5) 今後の取組方針		6 被害の防止に関する3つの基本施策		○被害対策を3つの基本施策で実施することを明確化
3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項	4	(1) 環境整備(人と鳥獣との棲み分けに資する取組)	5	○環境整備の具体的な取組(4)を記載
(1) 対象鳥獣の捕獲体制		ア 森林の環境整備 イ 藪払い等の推進 ウ 研修会の開催 エ 荒廃化した果樹林等の調査及び対策		
(2) その他捕獲に関する取組				
(3) 対象鳥獣の捕獲計画		(2) 防除(鳥獣から農地・農作物を守る取組)	5	○防除の具体的な取組(7)を記載
(4) 許可権限移譲事項		ア 広域獣害防護柵の修繕等 イ 新東名高速道路の建設に伴う新たな防護対策の検討 ウ 地域防護柵等の設置及び更新 エ 電気柵設置による防除 オ 防鳥ネット設置に対する支援 カ 被害を受けにくい農作物の振興 キ 追払い		
4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項	5			
(1) 侵入防止柵の整備計画				
(2) その他被害防止に関する取組		(3) 捕獲(鳥獣の捕獲に関する取組)	4, 7	○捕獲の具体的な取組(10)を記載
5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項	6	ア くりわなの積極的活用 イ 電気止めさし機の活用 ウ ゴルフ場対策 エ 管理捕獲の強化 オ 箱わなの貸与 カ 捕獲奨励金制度の創設 キ わな猟免許取得者への支援 ク 秦野市鳥獣被害対策実施隊の増員 ケ 捕獲後の処分 コ 捕獲を効果的に進めるための体制等		○実施隊の記載を現計画の項目8の(3)から、新計画6の(3)捕獲に関する取組に記載を変更 ○捕獲後の処理に関する記載を、処分と有効活用に分け、利活用は、新計画7ジビエ等への有効活用に記載
(1) 関係機関の役割				
(2) 緊急時の連絡体制				
6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	7			
7 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項	8	7 ジビエ等への有効活用について	8	○近隣市町の施設を利用したジビエ利用の試行 ○ペットフードや飼料・肥料への活用を検討
8 被害防止施策の実施体制に関する事項	9	8 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	9, 10	
(1) 協議会に関する事項		(1) 秦野市有害鳥獣対策協議会の設置		
(2) 関係機関に関する事項		(2) 他機関との連携		
(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項		(3) 被害状況の変化、技術的進歩等への対応		
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項		9 鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項	6	
9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	10	(1) 関係機関の役割 (2) 緊急時の連絡体制		
		10 計画の進行管理(PDCAサイクルの構築)	10	

(別記様式第1号)

計画作成年度	2021年度
計画主体	神奈川県 秦野市

## 秦野市鳥獣被害防止計画（案）

### <連絡先>

担当部署名 秦野市環境産業部農業振興課  
所在地 神奈川県秦野市桜町1-3-2  
電話番号 0463(81)7800  
FAX番号 0463(81)7804  
メールアドレス nougyou-c@city.hadano.kanagawa.jp

# 目 次

1	計画策定にあたって	1
2	計画の位置付け	1
3	秦野市鳥獣被害防止計画の体系図	2
4	対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	3
5	令和2年度における被害の状況等	3
(1)	被害の現状	3
(2)	被害の傾向	4
(3)	被害の軽減目標	5
(4)	従来講じてきた被害防止対策と課題	6
6	被害の防止に関する3つの基本施策	8
(1)	環境整備	9
(2)	防除	10
(3)	捕獲	12
7	ジビエ等への有効活用について	16
8	その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	16
9	鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、 又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項	17
10	計画の進行管理	18

## 1 計画策定にあたって

社会・経済構造の変化に伴い、行政が所管すべき分野についてはますます広範囲、かつ多岐にわたるものとなってきており、鳥獣被害対策についても例外ではありません。

本市では、鳥獣が里山縁辺の農地や住宅付近への出没が増える状況の中、農業者や地域の生産組合による電気柵、防護ネットの設置等の「自衛」対策を中心に据え、県から移管を受けた広域獣害防護柵の維持管理や、JAはだのによる駆除事業の支援などを補完的に行うなど、「環境整備」、「防除」、「捕獲」といった3つの基本施策を総合的に実施してきました。

しかし、農業者の高齢化が進む一方で、後継者不足に対する有効な対策を見出すことが出来ないという農業が抱える深刻な問題は、鳥獣被害対策における行政の関わり方にも大きな影響を及ぼしています。

一例をあげれば、農家が仕掛けた「わな」にかかったニホンジカ、イノシシについては、従来、猟友会による止めさし後、農家が埋設することとなっていましたが、高齢化により担い手の減少傾向にある本市では、農業者による対応が困難となり、仕掛けた「わな」を閉鎖し、捕獲をやめてしまうなどの事例が散見されるようになりました。

そこで令和元年6月に、秦野市鳥獣被害対策実施隊を再編・強化し、猟友会員を地方公務員法に基づく非常勤特別職の地方公務員として位置付けたうえで、止めさし後のニホンジカ、イノシシの埋設処理等を行うこととしました。

このことは、従来「自衛」の範疇で農業者が負担してきた役割を行政が担わざるを得なくなったこと、つまり行政の守備範囲が広がったことの象徴といえます。

このように、今後の鳥獣被害対策に関しては、いくつかの具体的施策において行政が担うこととなる部分の増加が予想されますが、現下の財政状況や農業者の営農意欲の低下防止、関係者による組織的対応の必要等を考慮すれば、農業者や関係機関の積極的な協力は依然不可欠です。

そこで、今般、改めて被害防止対策に携わる地域関係者の役割分担を明確にするとともに、計画目標の達成に向けたより具体的な対策の方針を示すため、秦野市鳥獣被害防止計画を策定するものです。

なお、策定にあたっては、特に農業被害への影響が大きい鳥獣について具体的な対策を示しています。

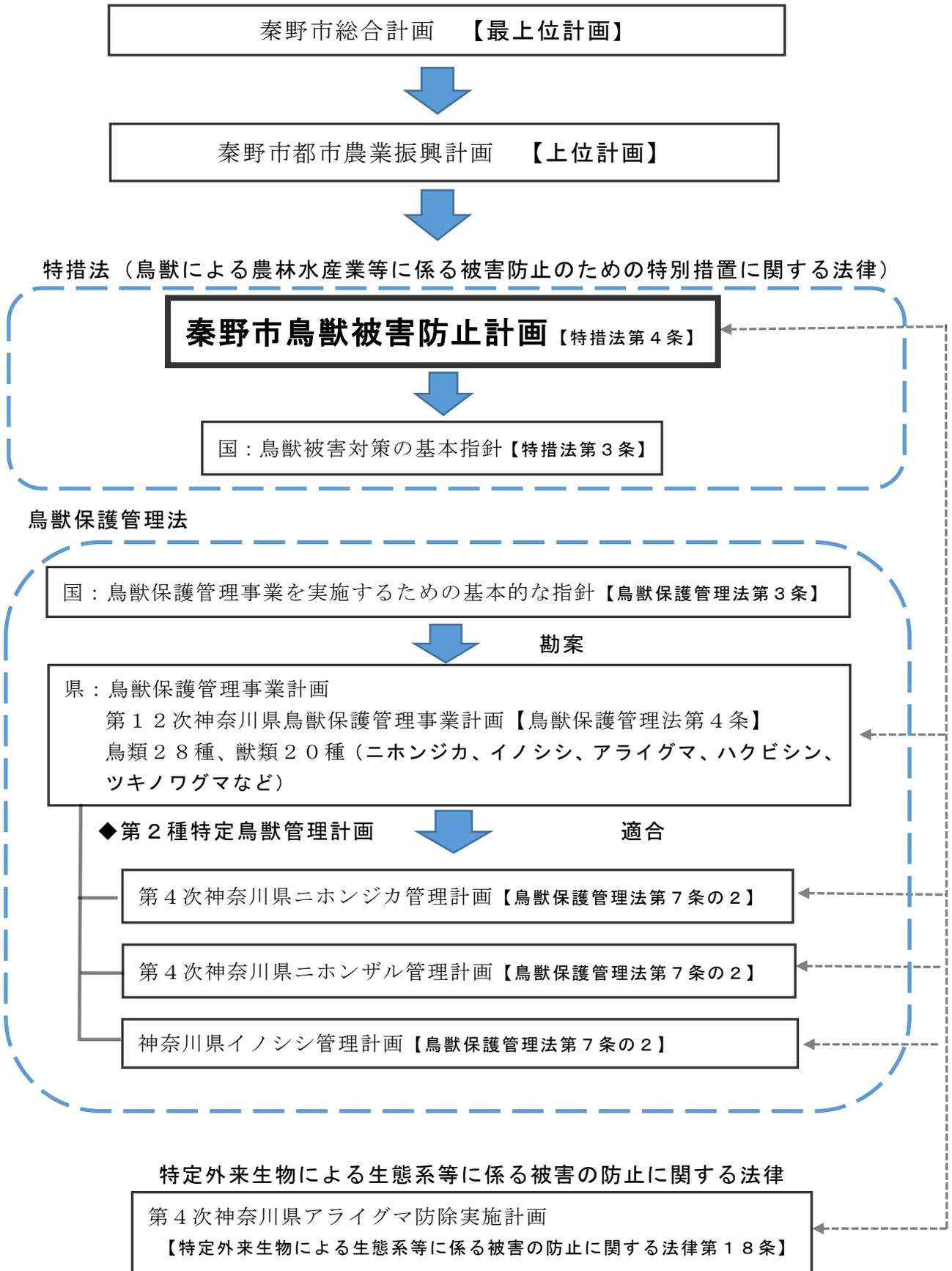
## 2 計画の位置付け

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（以下「特措法」という。）第4条の規定に基づく被害防止計画として定めます。

## 3 秦野市鳥獣被害防止計画の体系図

秦野市鳥獣被害防止計画（以下「計画」という。）は、秦野市都市農業振興計画を上位計画、秦野市総合計画を最上位計画としていますが、法的には鳥獣保護管理法に基づく国や県の計画などと整合するよう求められており、それらの関係は以下のとおりです。

# 体 系 図



#### 4 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ハクビシン、アライグマ、ツキノワグマ、鳥類（ヒヨドリ・スズメ・カラス類（ミヤマガラス・ハシボソガラス・ハシブトガラス））
計画期間	令和3年度～平成5年度
対象地域	神奈川県秦野市

#### 5 令和2年度における被害の状況等

##### (1) 被害の現状

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	面積(a)	金額(千円)
ニホンジカ	穀類（水稻、そば、大豆）	185.0	集計作業中
	野菜（大根、サツマイモ）	403.5	
	果樹（栗、ミカン）	764.0	
	豆類（落花生、エダマメ）	248.5	
	その他（茶、タケノコ）	61.1	
	計	1,662.1	
イノシシ	穀類（水稻）	182.3	
	野菜（サツマイモ、ジャガイモ）	435.7	
	果樹（ミカン、栗）	913.5	
	豆類（落花生）	228.0	
	その他（タケノコ、茶）	106.5	
	計	1,866.0	
ニホンザル	穀類	0.0	
	野菜（トウモロコシ、カボチャ）	0.0	
	果樹（ミカン、栗）	15.0	
	豆類（落花生）	0.0	
	その他	0.0	
	計	15.0	
ハクビシン アライグマ	穀類	20.0	
	野菜（トウモロコシ、イチゴ）	228.4	
	果樹（ぶどう、ミカン）	228.2	
	豆類（落花生、大豆）	434.9	
	その他	15.0	
	計	926.5	

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	面積(a)	金額
鳥類	穀類(水稻、陸稻、そば)	356.0	
	野菜(ブロッコリー、白菜)	133.6	
	果樹(ミカン、柿、ぶどう)	425.2	
	豆類(落花生)	450.3	
	その他	14.1	
	計	1,379.2	
合計		5,848.8	

集計作業中

※「令和2年度鳥獣被害調査」より

## (2) 被害の傾向

### ○ニホンジカ

被害が通年で発生し、被害面積は、イノシシに次いで多くなっている。

森林においては、一部の地域では、林床植生の回復も見られ、特に高標高域及び中標高域では、管理捕獲の実施により個体数は減少傾向と推定されている。

農地においては、豆類の内特産の落花生、果樹では作付面積が多い栗・ミカンと、水陸稲のほか、野菜については、サツマイモをはじめ嗜好的な片寄りなく食害が発生している。また、林縁部の農地に広く栽培されている茶畑では、新芽の食害も報告されるなど、被害は減少していない。

山麓部を中心とした農業被害の発生は、生産意欲の減退による耕作放棄地の増加につながっている。

鳥獣保護区の拡大や耕作放棄地の増加などに伴う生息環境の変化により、生息数が増加し、里地へと生息域を拡大している中で、市街地付近での出没が確認され、交通事故や人身事故の発生が懸念される。

### ○イノシシ

比較的人里近くに生息していることから、里山の荒廃と耕作放棄地の増加に伴って生息域を里地に広げており、被害面積は最も大きくなっている。

山麓部を中心に生息し、水稻の食害、踏み倒しのほか、地下茎を有するサツマイモやサトイモ、果樹では栗の食害が発生している。また、農作物の直接的な食害以外に、茶畑や耕作放棄地、畦畔において植物の根等の採餌による掘り返しが起きている。

特に、耕作放棄地の拡大は、里地での出没機会の増加に大きく影響していると考えられる。

### ○ニホンザル

5月から11月を主な出没期間とし、本市東部地域と隣接する伊勢原市西部地域を生息域とする3群(子易群・大山群・日向群)が確認されていたが、平成29年度に子易群、令和2年度に大山群が全頭駆除された。しかし、残存する日向群の本市への侵入によるトウモロコシやカボチャ、落花生、栗、ミカンへの被害が依然懸念される。

### ○ハクビシン・アライグマ

ハクビシンについては、市街地を含め非常に広範囲に生息していると考えられ、ぶどう、ミカン、落花生、トウモロコシのほか、施設内に侵入しイチゴの食害が発生している。また、人家の屋根裏に棲みつくなど生活被害も発生している。

アライグマについては、市内の神社等で爪痕などの痕跡が広範囲に確認されている他、大根川・善波川付近での捕獲状況から行政境を跨ぐ出没も懸念され、農作物等への被害も及んでいる。

### ○ツキノワグマ

秋が近づくにつれ、山中での目撃が増える傾向にある。

柿等の果樹林や、養蜂場に出没する傾向があり、電気柵により防除する必要がある。また、管理が不十分な果樹林などには繰り返し出没する状況も発生しており、誘引を避けるために、積極的に摘果を行う必要がある。

### ○鳥類

市内全域で農業被害が発生している。特産である落花生のほか、ミカン、柿、ぶどう、野菜等への被害を及ぼしている。

鳥類の内、カラス類、ムクドリについては、家庭ごみ集積所での食い荒らしや、市街地の街路樹等への営巣による糞害など、生活被害も発生している。

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
被害金額	集計作業中	
被害面積	58ha	40ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策と課題

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○ニホンジカ 第4次神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき、本市管理捕獲計画頭数について、許可を受けた上での捕獲を銃器（JAはだのから猟友会に依頼）及びわな（設置、管理、処理：市・農業者等の有資格者、止めさし：市・実施隊員等の有資格者）により実施</p>	<p>◇生息場所が市域に広く分散しているため、わなの数及び従事者数が不足している。 ◇里山で生まれ育った個体が増加しているが、人家に近い場所では、銃による駆除、止め刺しができない。 ◇定期的な見回り等の手間に加え動物の命を絶つという行為に対し消極的な農業者もおり、積極的な「わな」の活用ができていない。</p>
	<p>○イノシシ 市の許可により、被害予察による捕獲を銃器（JAはだのから猟友会に依頼）及び箱わな（設置、管理、処理：市・農業者等の有資格者、止めさし：市・実施隊員等の有資格者）により実施</p>	<p>◇行政による駆除については、県は奥山においてニホンジカのみ駆除を実施しているが、里山等の人家に近い場所においては、実施数が不足している ◇捕獲後の処分について、現在、自家消費と民間施設での焼却を併用しているが、将来的な捕獲数の増加に対応できるよう備えておく必要がある。 ◇生態に関する知識不足から果樹、野菜など収穫物の適正な管理をせず害獣を誘引してしまっている農業者が散見される。（すべての鳥獣の共通事項）</p>
	<p>○ハクビシン 市の許可により、被害予察による捕獲を箱わな（設置、管理、処理：市・農業者）にて実施 ○アライグマ 捕獲を箱わな（設置、管理、処理：市）にて実施</p>	<p>◇空き家や物置などに棲みついている事例もあり、生態的特徴から銃による駆除に適していない。 ◇農地以外の緑地に生息している個体も捕獲する必要がある。</p>
	<p>○ツキノワグマ 現地調査により、出没が確認された場合は、基本的に煙火等を使用した追い払いを実施</p>	<p>◇夏から秋にかけて主に山中での目撃が増え、特に冬眠前になると、過去の学習経験に基づき柿等の果樹林や養蜂場などに出没するため、それらの場所における局地的な対応が不可欠である。</p>

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○鳥類 市の許可により、被害予察による捕獲を銃器（JAはだのから猟友会に依頼）にて実施	◇わなによる捕獲が困難であり、効果的な防除手法が確立されていない。 ◇防鳥ネット等による防護が農業者の経済的負担になっている。
	○ニホンザル 第4次神奈川県ニホンザル管理計画及び市ニホンザル個体数調整実施計画により、隣接する伊勢原市と連携し、箱わな（設置、管理、処理：市、止めさし：市、実施隊員等の有資格者）による捕獲を実施	◇日向群や未知の群れ等への対策は依然必要である。ニホンザルは行動域が広く移動も早いいため、委託事業による監視を継続し、本市への侵入が懸念される群れの動向に留意するとともに、主な生息エリアである伊勢原市との連携が求められる。
防護柵の設置等に関する取組	○広域獣害防護柵 県が設置し、平成17年に移管を受けた全長26kmの金属柵について、点検、補修等の維持管理を実施  ○地域防護柵 H18から、地域主体による電気柵、防護柵設置に対し、原材料支給による助成を実施し、令和2年度末時点での延長は以下のとおり ・南地区：900m（H30） ・東地区：15,760m（H19～24, 26～R1） ・北地区：15,800m（H19～23, 26～29） ・西地区：10,100m（H20, 21, 24～26, R1） ・上地区：4,400m（H18, 19） ・大根地区：530m（H27）	◇広域獣害防護柵については、経年劣化や台風等自然災害に伴う大規模修繕の必要性も踏まえ、効果的な維持管理を行う必要がある。 ◇設置当初と比べ、広域獣害防護柵以南に棲みついている個体が増え、個体の分布も変化しているため、地域ごとの新たな柵の設置や防護対策について検討する必要がある。

## 6 被害の防止に関する3つの基本施策

鳥獣による農作物等の被害軽減を図るため、3つの基本施策として具体的な取組みを示します。

また、各々の具体的対策については、各地区の地形や土地利用の状況等の特性をよく吟味し、効果的なものとなるよう組み合わせていきます。

### (1) 環境整備（人と鳥獣との棲み分けに資する取組）

- ア 森林の環境整備
- イ 藪払い等の推進
- ウ 研修会の開催
- エ 荒廃化した果樹林等の調査及び対策

### (2) 防除（鳥獣から農地・農作物を守る取組）

- ア 広域獣害防護柵の修繕等
- イ 新東名高速道路の建設に伴う新たな防護対策の検討
- ウ 地域防護柵等の設置及び更新
- エ 電気柵設置による防除
- オ 防鳥ネット設置に対する支援
- カ 被害を受けにくい農作物の振興
- キ 追払い

### (3) 捕獲（鳥獣の捕獲に関する取組）

- ア くくりわなの積極的活用
- イ 電気止めさし機の活用
- ウ ゴルフ場対策
- エ 管理捕獲の強化
- オ 箱わなの貸与
- カ 捕獲奨励金制度の創設
- キ わな猟免許取得者への支援
- ク 秦野市鳥獣被害対策実施隊の増員
- ケ 捕獲後の処分
- コ 捕獲を効果的に進めるための体制及び目標とする捕獲数

## (1) 環境整備（人と鳥獣との棲み分けに資する取組）

ドローンを活用した集落環境診断等の調査結果を踏まえ、農業者のみならず、地域住民や関係機関と連携した防護体制を整えるとともに、里山整備、耕作放棄地の解消など地域ぐるみで鳥獣を近づけない環境づくりを継続していく。

### ア 森林の環境整備

ニホンジカ、イノシシ等が農作物を求めて里山に棲みつかないように、県や森林組合と連携しドングリ等が実る広葉樹の植樹を奥山において進める。

また、里山の森林については、鳥獣の潜み場所とならないための整備を行う。

実施主体：農業者・市民・JA・市・関係機関

取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
里山等森林の環境整備	協議・調査	整備・調査	整備・調査

### イ 藪払い等の推進

ドローンを活用した重点対策事業での調査結果や、地域からの要望に基づき、鳥獣の潜み場所について、環境改善を図るための藪払い等を行う。

実施主体：農業者・市民・JA・市・関係機関

取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
藪払い等の実施	重点対策事業等での実施	重点対策事業等での実施	重点対策事業等での実施

### ウ 研修会の開催

わな猟免許取得者に対し、専門的な知見に基づく鳥獣の特性や、わなの適切な維持管理などを理解してもらうための講習会を開催する。

実施主体：農業者・市民・JA・市・関係機関

取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講習会の参加人数	130人	145人	160人

### エ 荒廃化した果樹林等の調査及び対策

里山の柿や栗などの果樹林が荒廃化し、収穫されない状態は鳥獣を引き寄せる要因となっていることから、農業委員会が実施する現地調査に併せ果樹林等の状況調査を実施し、適正な農地・収穫物の管理について、鳥獣被害防止の観点からの局地的指導を強化する。

実施主体：農業者・**市民**・J A・**市**・**関係機関**

取 組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
果樹林の調査	全域調査 対策の実施	全域調査 対策の実施	全域調査 対策の実施

## (2) 防 除（鳥獣から農地・農作物を守る取組）

広域獣害防護柵の侵入防止機能の強化を図るため、県と連携し、適切な維持管理を行い、機能の維持・強化をしていく。

また、農業者による既設の地域防護柵の適正な維持管理を支援するとともに、未設地域での効果的な柵の設置を進める。

### ア 広域獣害防護柵の修繕等

平成17年に県から移管を受け、市域山間部を横断する形で設置されている全長26kmにわたる広域獣害防護柵について、経年劣化による損壊が認められることから機能維持のための修繕を行う。

また、台風等の自然災害に伴う大規模修繕に要する費用を踏まえ、今後の在り方についても検討を行う。

実施主体：農業者・市民・J A・**市**・**関係機関**

取 組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
広域獣害防護柵の修繕	2か所	2か所	2か所

### イ 新東名高速道路の建設に伴う新たな防護対策の検討

新東名高速道路の整備に伴い、現在の広域防護柵以南における防護対策として高速道路の高架下に設置されるフェンス等を活用しながら、新たな侵入防護柵の設置等について検討する。

実施主体：農業者・市民・J A・**市**・**関係機関**

取 組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新東名高速道路に沿った新たな防護対策の検討	調査	検討	実施

### ウ 地域防護柵等の設置及び更新

地域からの要望やドローンを活用した調査結果を踏まえ、防除を強化する必要がある一団の農地について、新たな地域防護柵の設置を行うとともに、老朽化した既存の地域防護柵については、適宜更新を実施する。

また、ひづめを持つ獣が忌避するグレーチングについて、その効果等を調査し、地域防護柵と併用した侵入防止対策を検討する。

実施主体：農業者・市民・JA・市・関係機関

取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域防護柵の設置等	1,000m	1,000m	1,000m
グレーチングの設置	調査	検討	試行

### エ 電気柵設置による防除

農業者による「自衛」の意識を喚起するため、JAはだのが行う電気柵の助成制度（費用全体の1/3、上限3万円）により防除を推進する。

実施主体：農業者・市民・JA・市・関係機関

取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
電気柵への支援	130人	130人	130人

### オ 防鳥ネット設置に対する支援

わなによる捕獲が難しく、効果的な駆除手法が確立されていない鳥類への対策については防鳥ネットが最も有効となっているが、ネットの設置が農業者の負担となっているため、支援のあり方を検討する。

実施主体：農業者・市民・JA・市・関係機関

取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
防鳥ネットへの支援	調査	検討	対策

### カ 被害を受けにくい農作物の振興

農業者自身がニホンジカ、イノシシの好まない農作物を栽培することも有効な手段の一つである。そこで、現在JAはだのが奨励している葉ニンニク、エゴマ等の生産振興を引き続き図っていく。

実施主体：農業者・市民・JA・市・関係機関

取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
葉ニンニク、エゴマ等の栽培の推進	6,000㎡	6,500㎡	7,000㎡

### キ 追払い（野生動物を遠ざける取組）

#### (ア) ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ

人への警戒心が乏しく里山の農地などに出没する、ニホンジカ、イノシシ及び、ツキノワグマについて、警察等の関係機関と連携し、追払いを実施する。

実施主体：農業者・市民・JA・市・関係機関

取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追払いの実施	随時実施	随時実施	随時実施

### (イ) ニホンザル

ニホンザルは知能が高く、箱わなに掛かりにくいことから、侵入が懸念される日向群や未知の群れ等の定着防止のための定期的な追い払いが必要である。

本市では、日向群のモニタリング（監視）をしながら、サルパトロール隊を組織しているが、今後も伊勢原市との連携により、両市協働での追い払いを実施していく。

実施主体：農業者・市民・JA・市・関係機関

取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行政境等での追い払い	実施	実施	実施
パトロール回数	350回	350回	350回

### (3) 捕獲（鳥獣の捕獲に関する取組）

従来実施してきた捕獲事業に加え、里地・里山での可能な限りの捕獲を図るとともに、猟友会、JA等の関係機関はもとより、地域住民と連携しながら効果的な捕獲体制を構築していく。

#### ア くくりわなの積極的活用

銃器による捕獲ができない場所では、くくりわなを使用した捕獲を推進する。

実施にあたっては、わなの見回り等の負担を軽減するため、ドローンを活用した重点対策事業を実施するなど、地域が一体となって対策に取り組める集落を優先し実施する。

実施主体：農業者・市民・JA・市・関係機関

取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
くくりわなの設置	30基	30基	30基

#### イ 電気止めさし機の活用

銃器による捕獲ができない場所においては、電気止めさし機の使用を推進する。併せて、実施隊による使用状況を勘案しながら、わな免許等の資格を有する農業者への貸与についても検討する。

実施主体：農業者・市民・JA・市・関係機関

取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
電気止めさし機の拡充	8基	12基	12基

#### ウ ゴルフ場対策

市内には複数のゴルフ場があり、いずれも鳥獣の潜み場所となっているため、休業日等における捕獲を実施する。

実施主体：農業者・市民・JA・市・関係機関

取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ゴルフ場での駆除	協議	実施	実施

## エ 管理捕獲の強化

ニホンジカを対象とし、第2種特定鳥獣管理計画に基づき、生息密度の状況を踏まえた自然植生の回復と生息環境整備の基盤づくりを目的とする、高標高域（奥山）での対策については、県が管理捕獲として実施する。

実施主体：農業者・市民・J A・市・**県**・**関係機関**

取 組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
奥山における捕獲	モニタリング結果を踏まえて実施	モニタリング結果を踏まえて実施	モニタリング結果を踏まえて実施

## オ 箱わなの貸与

農業者自身によるハクビシン、アライグマ等の中型獣の農作物被害軽減を支援するため、箱わなの貸与（無償）を行う。

実施主体：**農業者**・市民・**J A**・市・**関係機関**

取 組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箱わなの貸与（アライグマ・ハクビシン等）	（増設）20基	（増設）20基	（増設）20基

## カ 捕獲奨励金制度の創設

従事者の捕獲意欲の向上を目途に、ニホンジカ、イノシシを捕獲した従事者等に対し、1頭あたりの捕獲奨励金を交付する。

実施主体：農業者・市民・**J A**・**市**・**県**・**関係機関**

取 組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
捕獲奨励金制度の創設	実施	実施	実施

## キ わな猟免許取得者への支援

不足する従事者の確保と「自衛」意識向上のため、狩猟免許を取得し、または更新する場合における費用の一部を支援する。

実施主体：農業者・市民・**J A**・**市**・**県**・**関係機関**

取 組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
わな猟免許の取得	20人	20人	20人
わな猟免許の更新	40人	40人	40人

## ク 秦野市鳥獣被害対策実施隊の増員

実施隊員は、本市における鳥獣被害対策の中心的担い手であるが、高齢化が進み人材不足が課題となっている。

より広く隊員として委嘱することについて検討を行い、人材確保に努める。

実施主体：農業者・市民・J A・**市**・**関係機関**

取 組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施隊*の隊員数	60人	63人	65人

＊秦野市鳥獣被害対策実施隊

令和元年6月に、従来職員のみで構成されていた秦野市鳥獣被害対策実施隊について、非常勤特別職の地方公務員として猟友会員を委嘱する形での再編を行った。農業者が設置した「わな」で捕獲されたニホンジカ、イノシシの止めさし等、捕獲後の処理を行う他、銃器による捕獲を行う。

ケ 捕獲後の処分

捕獲したニホンジカ、イノシシについては、自家消費の他、埋設や民間焼却施設での処分を行っており、現時点では特段の問題は生じていないが、今後捕獲頭数が増加した場合に備えておく必要がある。

焼却施設の設置等適切な措置や捕獲後の利活用について、近隣市町との連携による取組みも視野に入れながら検討を行い、将来本市に最も適した対策を講じるものとする。

実施主体：農業者・市民・JA・市・関係機関

取 組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
焼却施設等*の設置	検討	検討	決定

＊焼却施設等

焼却施設の他に、菌の力を利用して捕獲個体を分解する「減容施設」についても検討する。

コ 捕獲を効果的に進めるための体制及び目標とする捕獲数

(ア) 対象鳥獣ごとの捕獲体制

以上の具体的捕獲を行うにあたっての手法と対象、実施主体等の基本的体制は以下とおりとする。

銃器捕獲	対象獣：ニホンジカ、イノシシ、鳥類（年間を通して山間部を中心に実施） 地域の被害情報及び目撃情報、並びに地域猟友会が把握する生息状況に基づき、JAはだのによる捕獲のほか、ニホンジカ、イノシシについては、秦野市鳥獣被害対策実施隊による駆除を実施する。
わな捕獲	対象獣：ニホンジカ、イノシシ（年間を通じて里山を中心に実施） JAはだのが所有する箱わな、市が所有するくくりわなを猟友会、農業者等有資格者の要望に応じて貸し出し、従事者を中心とした維持管理を行う（捕獲された個体は実施隊員等の有資格者による止めさし）とともに、市直営として、里山縁辺の公園、生き物の里、河川等の緑地において管理捕獲を実施する。
	対象獣：ニホンザル（年間を通して市境を中心に実施） 市が直営により箱わなによる捕獲を実施する。
	対象獣：ハクビシン、アライグマ（年間を通して局地的に実施） JAはだのが所有する箱わなを、農業者の要望に応じて貸し出し、農業

者を中心とした維持管理を行う（捕獲された個体は原則として農業者が止めさし後、埋設処理）とともに、市直営として、侵入防止、定着防止のため、市境の河川や緑地において捕獲を実施する。

**(イ) 対象鳥獣の捕獲計画**

本計画において捕獲する鳥獣の数及び考え方は以下のとおりである。

捕獲計画数等の設定の考え方
・ニホンジカ：第4次神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき管理捕獲を実施する。毎年度捕獲計画を作成する。
・ニホンザル：第4次神奈川県ニホンザル管理計画に基づき管理捕獲を実施する。毎年度捕獲計画を作成する。
・イノシシ：神奈川県イノシシ管理計画に基づき、捕獲を実施する。
・アライグマ：第4次神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、捕獲を実施する。
・ハクビシン・鳥類：出没状況及び被害状況を鑑みて設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニホンジカ※1	(200頭)	(200頭)	(200頭)
イノシシ	100頭	100頭	100頭
ニホンザル※2	(10頭)	(10頭)	(10頭)
ハクビシン・アライグマ	100頭	100頭	100頭
鳥類	1,000羽	1,000羽	1,000羽

(※1) ニホンジカの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画に基づき定めるため、目安数とする。

(※2) ニホンザルの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンザル管理事業実施計画に基づき定めるため、目安数とする。

**(ウ) 捕獲許可権限に関する事項**

神奈川県事務処理の特例に関する条例に基づき本市に移譲された許可権限の対象となっている鳥獣は以下のとおりである。

対象地域	捕獲許可権限の委譲を受けている鳥獣
市内全域	イノシシ、ハクビシン、アライグマ、鳥類等

## 7 ジビエ等への有効活用について

捕獲後の食品等への利活用にあたり、近隣の民間食肉加工施設を利用して秦野産ジビエを実際に商業者、市民等へ提供することによりジビエの周知と需要調査を行う。

また、ジビエ活用と並行して、ペットフードや、飼料・肥料への活用についても検討を行う。

実施主体：農業者・市民・J A・市・関係機関

取 組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民間食肉加工処理施設の活用	10頭	15頭	20頭
ペットフード等への利用検討	調 査	検 討	検 討

## 8 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

### (1) 秦野市有害鳥獣対策協議会の設置

本計画の効果的な推進を図るため、各事業を実際に執行する市、J Aはだの、猟友会から成る秦野市有害鳥獣対策協議会を設置し、定期的な進捗状況の相互確認等とともに必要に応じた情報交換、意見交換などを行う。

構成機関の名称	役割
はだの都市農業支援センター (J Aはだの、秦野市農業振興課)	情報収集及び情報提供 被害対策企画・被害対策支援 協議会事務局(庶務・調整)
神奈川県猟友会 秦野支部及び西秦野支部	加害獣の捕獲・止めさし
農業者(生産組合)	被害対策の実践 被害調査等協力

### (2) 他機関との連携

鳥獣被害対策は、法的にも県の定める各種計画との整合が求められるなど、実効性を確保するためには関係機関との連携が不可欠であることから、本計画の推進にあたっては以下の機関との連携を密にする。

関係機関の名称	役割
神奈川県環境農政局自然環境保全課 野生生物グループ	被害状況集計、情報提供
神奈川県環境農政局自然環境保全課 平塚駐在事務所(かながわ鳥獣被害対策支援センター)	対策提案、対策指導、対策支援、 情報提供
神奈川県湘南地域県政総合センター 環境調整課	被害状況集計、情報提供

神奈川県自然環境保全センター 野生生物課	調査研究、情報提供等
神奈川県農業技術センター普及指導部	調査研究、情報提供等
秦野市森林組合	情報提供等
地区営農推進協議会*	地域防護柵の設置等に関する意見提供

\*地区営農推進協議会

市内7地区において、行政、JA、農業委員、生産組合で構成する組織。地区営農の活性化について定期的な協議を行っており、各地域の被害防止対策についてもこの協議の場に負うところが大きい。

### (3) 被害状況の変化、技術的進歩等への対応

この計画に記載した事項以外の捕獲、防除方法等については、関係機関と連携しながら適宜効果的な方法を検討していく。

## 9 鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

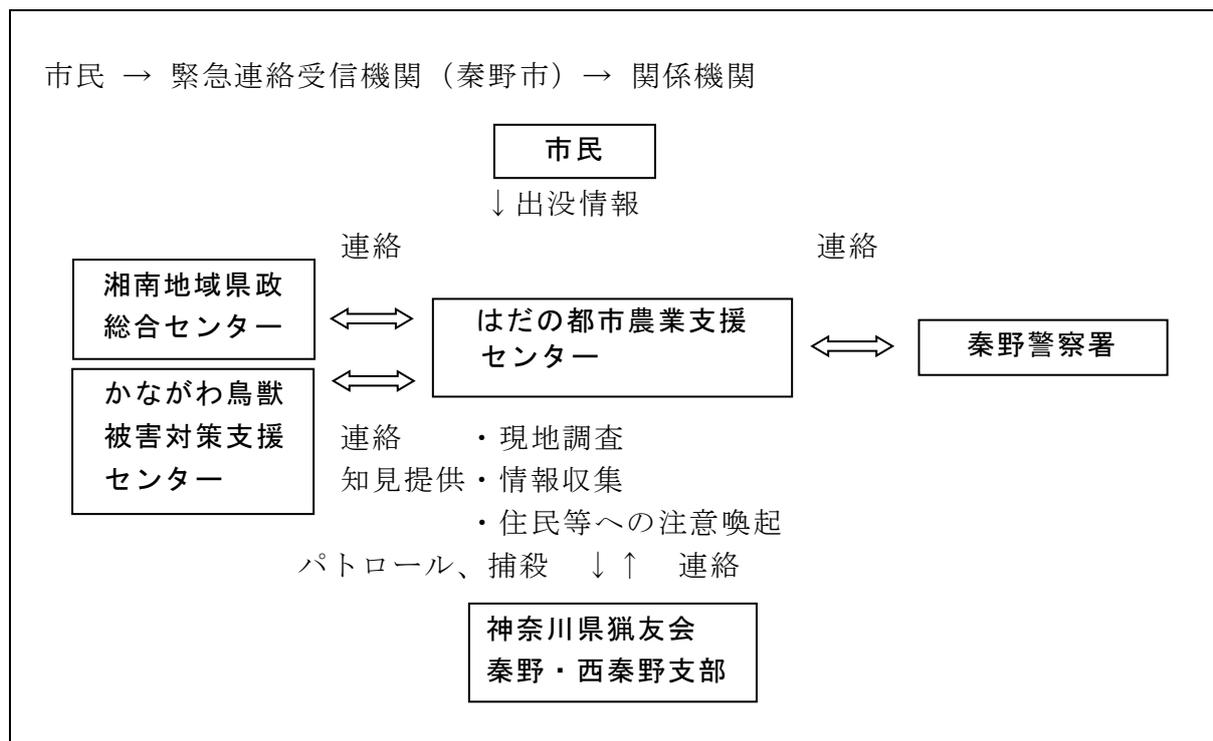
近年来、里山はもとより市街地においてもニホンジカやイノシシの目撃が増加しており、鳥獣被害は農業に限らず市民生活への影響も懸念されている。

特にツキノワグマについては、生命の危険もあることから迅速で組織的な対応が不可欠であるため、関係機関との明確な役割分担のもと次のとおり連絡体制を整える。

### (1) 関係機関の役割

関係機関の名称	役割
秦野市（鳥獣被害防止対策実施隊）	現地調査、情報の収集、住民等への注意喚起、捕獲、捕殺
神奈川県湘南地域県政総合センター	情報の共有
かながわ鳥獣被害対策支援センター	情報の共有、対策に関する知見提供
神奈川県猟友会秦野支部、西秦野支部	追い払い、捕獲、止めさし
秦野警察署	住民の安全確保

## (2) 緊急時の連絡体制



## 10 計画の進行管理（PDCAサイクルの構築）

本計画の効果的な推進に資するため、上位計画を所管する「秦野市都市農業振興計画推進委員会」に対し定期的に報告を行い、計画の推進状況等を説明するとともに、計画が目指すべき方向や施策等への提言を受けることとする。

提言内容については、PDCAサイクルの中で、可能な限り次回の計画に反映していく。